

# 保管庫等 が追加されます



# 令和5年4月から、 畜舎特例法の対象に

令和5年4月1日より、畜舎特例法（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律）が改正され、従来から対象だった畜舎や堆肥舎の他、**保管庫等が建築基準法より緩和された基準で建築が可能**となりました。

## 追加施設

- ・畜舎又は堆肥舎に付随する**畜産業用倉庫、畜産業用車庫**
- ・畜産経営に必要な**貯水施設、水質浄化施設等**
- ・高さ8mを超える**発酵槽等**（バイオガスプラント施設、縦型コンポスト等）

## 面積

床面積が3,000m<sup>2</sup>以下の畜舎や堆肥舎は、**技術基準に係る審査が不要**となりました。

基礎の根入れの深さに関する規定がなくなりました。※1

## 基礎

### 緩和の概要

## 高さ

屋根の高さ制限が16メートル以下に緩和され、間口を大きく設計することが可能となりました。

**B構造畜舎**の短期許容応力度の材料強度が緩和されました。

## 構造

## 防火基準の緩和

周囲の建物と**6m以上**の距離を確保し、一定の**利用基準**を遵守することで、緩和された防火基準で**倉庫・車庫の建築が可能**となりました。

## 畜舎建築利用計画の認定基準

A構造（建築基準法と同等の構造）  
+ **簡易な**利用基準（宿泊しない等）

B構造（建築基準法より緩和された基準）  
+ **標準的な**利用基準 ※  
（滞在時間の制限、避難訓練の実施等）

### ※ 利用基準の内容の一部

#### 1 滞在時間の制限

- ～1,000m<sup>2</sup> 延べ 8時間・人（最大滞在 4人）
- 1,000m<sup>2</sup>～2,000m<sup>2</sup> 延べ16時間・人（最大滞在 8人）
- 2,000m<sup>2</sup>～3,000m<sup>2</sup> 延べ24時間・人（最大滞在12人）
- 3,000m<sup>2</sup>～ 延べ32時間・人（最大滞在16人）

#### 2 避難訓練の実施等

- ・年1回以上の避難訓練の実施と実施記録の保管
- ・従業員等に対する災害時の避難方法に関する説明

※1 本道の積雪寒冷地域の特性を踏まえ、**凍結深度以上の根入れを推奨**します。

畜舎等の設計・建築に当たっては、  
地域の気候条件等を踏まえ、**建築士と十分に相談**しましょう。

# 申

# 請

# 方

# 法

3,000m<sup>2</sup>以下の畜舎等

3,000m<sup>2</sup>超の畜舎等

各市町村の条例（地区計画）等に抵触がないか事前の市町村への相談を推奨

《行政庁審査の場合》

《行政庁審査以外の場合》

申請  
(農業者、設計事務所等)

申請  
(農業者、設計事務所等)

指定確認検査機関  
による事前審査の実施  
(消防同意の事前確認依頼)

申請  
(農業者、設計事務所等)

※提出前の道への事前確認を推奨

受付窓口  
(農政部畜産振興課)

受付窓口  
(農政部畜産振興課)

受付窓口  
(農政部畜産振興課)

※畜舎等に関する条例（地区計画）等を有する市町村に対して情報提供

利用基準審査  
(畜産振興課)  
(消防機関への確認依頼)

利用基準審査  
(畜産振興課)

依頼

利用基準審査  
(畜産振興課)

技術基準審査  
不要

技術基準審査  
(建設部)

技術基準審査  
不要

消防同意  
不要

消防同意  
(消防機関)

確認書

消防同意  
(消防機関)

同意書

同意書

同意書

審査完了

建設部

通知

認定通知書発行・公表  
(畜産振興課)

通知

市町村、消防機関

認定通知

申請者

完了届出

・3,000m<sup>2</sup>超は、使用前の完了届が必要。  
・消防機関への情報提供は、3,000m<sup>2</sup>以下に限る。